

青森県海岸漂着物対策推進地域計画の概要図

1. 計画策定の意義及び目的

「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(H22年3月閣議決定、令和元年5月変更閣議決定)に基づき、青森県の海岸漂着物対策を重点的に推進する区域、関係者の相互協力及び役割分担に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の基本的な方向性を示すとともに、それぞれの対策の内容を明らかにすることを趣旨として策定するものであり、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等、総合的な海岸の環境の保全を図る。

2. 海岸漂着物等の現状と課題

2.1 海岸の延長、自然環境、社会環境等

- ・県内の海岸線延長は、約800km。
- ・沿岸を有する市町村の人口は80万人。(県人口の65%)
- ・県内には、一級河川3水系、二級河川79水系の計290河川が存在。
- ・沿岸に漁港が85港、港湾が13港存在。
- ・沿岸には、キャンプ場をはじめとするレクリエーション施設が多く存在。
- ・県内広域に、国立、国定公園や県立自然公園等が存在。

2.2 海岸漂着物等の現状と処理等の課題

(1) 海岸漂着物等の現状

- ・陸奥湾、日本海沿いを中心に海岸漂着物の多い地域が存在。
- ・枝・流木、海藻などの自然系漂着物が大半を占め、次に生活用品、漁具などのプラスチック類が多く漂着。
- ・漂着物の大半は国内由来のものであるものの、一部韓国・北朝鮮、中国、ロシア製のものも存在。
- ・地理的な制約により、清潔の保持や危険の除去が困難な市町村が存在。
- ・市町村では民間委託や住民ボランティアと共同で年に数回、回収・処理を実施。
- ・清掃活動を実施しても追いつかず清潔の保持が困難な市町村が存在。
- ・処理に苦慮する海岸漂着物等が存在。

(2) 海岸漂着物等の課題

- 1) 海岸漂着物等の処理に関する課題
 - ・人手及び機材確保や多額の費用確保のための対策が必要。
 - ・地域外からの海岸漂着物等も多く存在し、その処理には限界がある。
 - ・突発的な大量の漂着物や危険物等に対し適切な対応が必要。
- 2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題
 - ・地域住民の日頃の活動により発生するごみ等を抑制するため、循環型社会の形成や意識の高揚が必要。
 - ・流域圏の内陸と沿岸地域が一体となった対策が必要。
- 3) 普及啓発、環境教育及び消費者教育に関する課題
 - ・県民一人ひとりの意識の高揚を促進するため環境教育、消費者教育が必要。

3. 海岸漂着物対策の基本目標と基本方針

- 基本目標:「ごみがないきれいな海岸にすることで、美しく豊かな自然の恵みを与える青い海を守ります。」
- 4つの基本方針:
 - I 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
 - II 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進
 - III 普及啓発、環境教育及び消費者教育の推進
 - IV 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

4. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

4.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の設定

- (1) 海岸漂着物量、清掃活動の実施状況、海岸利用及び社会活動、景観及び自然環境、沿岸を有する市町村の意見などを総合的に勘案した選定基準により、各海岸を評価。
- (2) 大量の海岸漂着物等の集積により、良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要な地域として、49区域を設定。

4.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の処理

- 1) 処理の責任等
- 2) 市町村の要請
- 3) 地域外からの海岸漂着物等に対する連携
- 4) 漂流ごみ等の円滑な処理の推進
- 5) 海岸漂着物等の処理に関する施策
 - ① 海岸漂着物等の適正処理
 - ② 不法投棄物の適正処理
 - ③ 災害廃棄物等の適正処理
 - ④ 海岸漂着危険物等の適正処理
 - ⑤ 漂流ごみ等の円滑な処理

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- ① 3Rの推進による循環型社会の形成
- ② 発生の状況及び原因等に関する実態の把握
- ③ ごみ等の不法投棄の防止
- ④ ごみ等の水域等への流出または飛散の防止

(3) 普及啓発、環境教育及び消費者教育

- ① 普及啓発
- ② 環境教育、消費者教育の推進
- ③ 普及啓発、環境教育等における民間団体等との連携

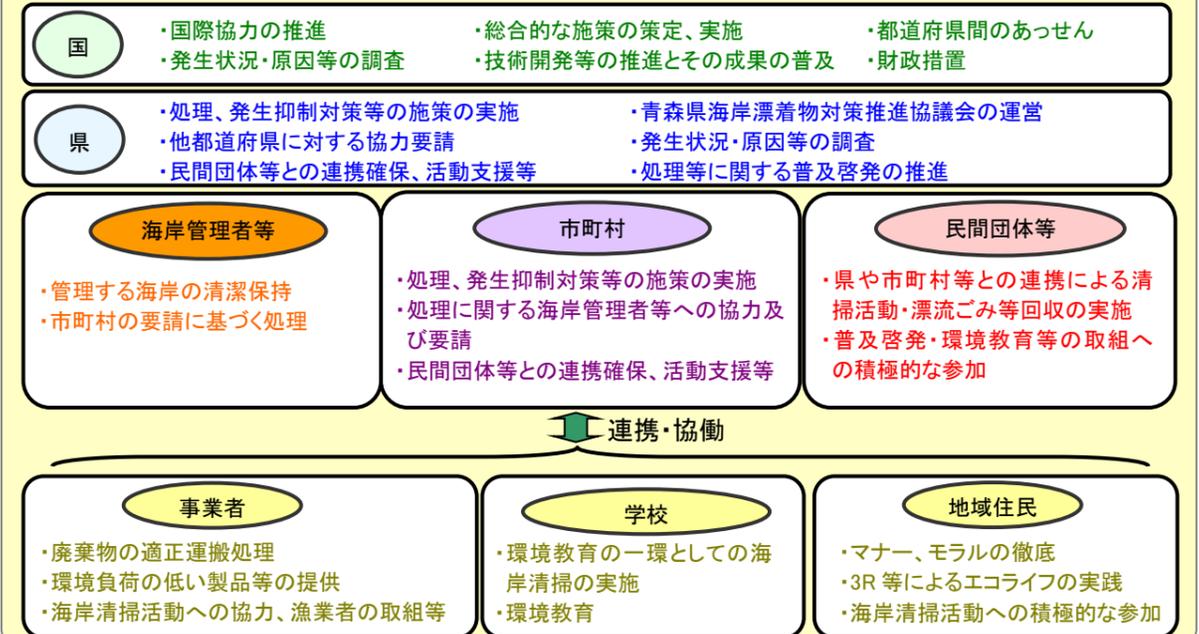
5. 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

5.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- (1) 民間団体、事業者等の積極的な参画の促進
- (2) 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保
- (3) 民間団体等との緊密な連携と活動の支援
- (4) 国際協力の推進

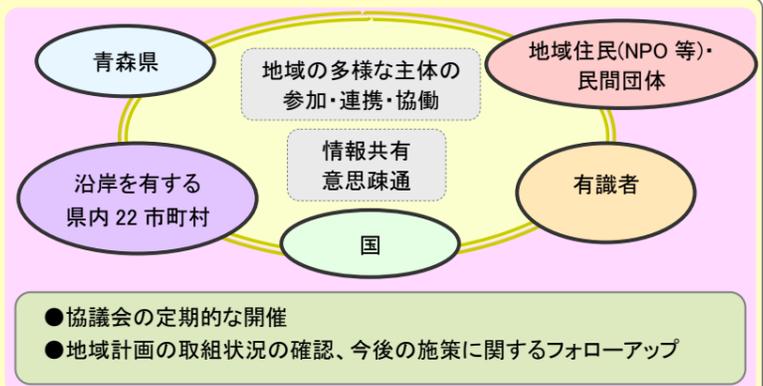
5.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担のイメージ

※主な役割



5.3 青森県海岸漂着物対策推進協議会の運営

●協議会のもと、関係者が相互に地域計画の取組状況を確認し、今後の施策に関するフォローアップをしていく。



6. 対策実施にあたり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

6.1 モニタリングの実施

- 地域計画における回収事業の実施結果などを協議会に報告するとともに、広く地域住民に周知。

6.3 地域計画の推進にあたって

- (1) 地域計画の進行管理
- (2) 地域計画の見直し

6.2 災害等の緊急時における対応

- 青森県地域防災計画に準じた廃棄物の処理の実施等。
- 青森県漂流・漂着船等に係る対応要領に基づく対応。